

江南市宅地開発等に関する指導要綱細則

第1条 この細則は、江南市宅地開発等に関する指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2条 開発行為等に係る設計基準等は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条、同法施行令（昭和44年政令第158号）第25条から第29条まで及び同法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第20条から第27条まで並びに愛知県開発許可技術基準に定めるところによる。

第3条 要綱第11条第2項の道路計画、道路構造等の基準については、次の各号の定めるもののほか、愛知県開発許可技術基準によるものとする。

- (1) 新設、拡張等により設置する道路は、事業施行区域外道路の機能を阻害することなく、歩行者の安全と自動車交通の円滑とが図られるよう適正に配置するものとする。
- (2) 施行方法等技術的な細部事項は、別途指示するものとする。

第4条 要綱第12条第2項の公園の施設整備基準は、次に定めるものとする。

- (1) 150平方メートル未満は、植栽等を設置するものとする。
- (2) 150平方メートル以上～2,500平方メートル未満は、植栽、砂場等を設置するものとする。

第5条 要綱第15条の消防施設等については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消防水利施設は、消防水利基準に基づき設置するものとする。ただし、消防長が特に必要がないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 4階以上の建築物は、梯子付消防車等の進入路及び空地を確保するものとする。
- (3) 3階以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）に昇降機を設置する場合は、停電等による昇降機内での閉じこめを防止する対策等を講ずるように努めるものとする。
- (4) 中高層建築物の廊下通路等の避難経路には、避難障害となる段差等

を設けてはならない。

- (5) 前各号の技術的基準等については、消防長と別途協議するものとする。

第6条 要綱第17条の集積処理施設については、事業施行区域にゴミ収集車が容易に横付けできる道路に面した箇所に、計画戸数1戸当り0.3平方メートル以上の割合で可燃ゴミ置場を設けるものとし、50戸以上については、1戸当り0.6平方メートル以上の割合で、不燃ゴミ（資源ゴミ等）置場を別に設けるものとする。

第7条 要綱第18条の安全施設等は、次に定めるものとする。

- (1) 事業施行区域又はその境界に河川等危険箇所があるときは、防護柵を設置するものとする。
- (2) 事業施行区域内外の左右の安全確認が困難な交差点には、カーブミラーを設置するものとする。
- (3) 事業施行区域には、おおむね50メートルごとに一灯の割合で街路灯又は防犯灯を設置するものとする。

第8条 要綱第20条の集会施設は、電灯、水道、便所及び軽度の炊事施設を備えるものとし、これらの施設の維持管理は、事業者又は関係者において行うものとする。

2 集会施設の延床面積は、下表に掲げる面積を標準とする。

計 画 戸 数 (単位：戸)	集会施設の延床面積 (単位：平方メートル)
50以上150未満	60以上
150以上300未満	100以上
300以上600未満	140以上
600以上1,000未満	200以上
1,000以上	300以上

附 則

この細則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年1月1日から施行する。